

入札後資格確認型一般競争入札（持参方式）入札説明書

1 入札書等の提出方法

- (1) 入札書及び誓約書（様式1）（以下「入札書等」という。）は、インク又はボールペン等容易に修正できない方法により、黒色又は青色で記載すること。
- (2) 入札書は入札公告で指定された日時及び場所に、持参により提出すること。郵送又は電送による入札は認められない。

2 開札

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本学職員を立ち合わせて開札を行なう。
- (2) 開札にあつては、予定価格の制限の範囲内での最低価格提示者を落札候補者とするとともに、入札額の低い順に入札者及び入札金額を発表する。また、開札時の落札決定を行わず、落札保留の取り扱いとする。
- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加することができる資格のない者のした入札
- イ 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- ウ 入札件名を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- エ 委任状を提出してない代理人がした入札
- オ 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- カ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- キ 直接持参により行われぬ入札
- ク あきらかに談合によると認められる入札
- ケ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- コ 5(1)に定める書類の提出を求められたにもかかわらず提出期限内にこれを提出しないとき及び落札候補者が競争入札参加資格確認のための指示に応じないときは、その者のした入札
- サ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業共同組合等（以下「組合」という。）とその組合員との双方が競争入札に参加した場合、その組合のした入札
- シ 入札談合に関する情報があった場合に別途誓約書の提出を求める場合があるが、当該誓約書の提出をしない者の入札
- ス その他入札の条件に違反した入札

4 入札の中止等

- (1) 本入札に関しては、天災地変があつた場合、入札談合に関する情報が寄せられる等公正な入札を執行することができないおそれがあると認められる場合は、入札の執行を延期し若しくは中止又は入札方法を変更することがある。

5 申請書等の提出

- (1) 落札候補者は、競争入札参加資格の確認を受けるため、
 - (ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式3）
 - (イ) 業務履行実績調書（様式4）を提出する。

- (2) 競争入札参加資格の確認の結果、当該入札者に資格が無いと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、(1)と同様の手続により資格の確認を行うものとする。
- (3) 申請書等の提出は、開札により落札候補者となったことを知り得た日の翌日から起算して2日（休日等を含まない）以内に持参により行わなければならない。
- (4) 落札候補者が前項の規定による提出期限内に申請書等の提出をしないとき、落札候補者が競争入札参加資格確認のための指示に応じないとき又は申請書等に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (5) 申請書等の提出部数は1部とする。
- (6) 申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (7) 提出された申請書等は返却を行わないこととするが、提出者に無断で本件以外の用途に用いることはない。
- (8) 提出期限を過ぎた後の申請書等の訂正又は差し替えは認めない。
- (9) 申請書等の作成に当たり虚偽記載をした者等、契約の相手方として不適当であると認められる場合指名停止を行うことがある。

6 落札者の決定

- (1) 落札候補者は申請書等の提出を行い、競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められた場合は落札者として決定される。
- (2) 落札者には落札決定の連絡を行う。
- (3) 入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者であっても落札者にならない場合がある。

7 競争入札参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明等

- (1) 競争入札参加資格が無いと認められた者には、その理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知する。
- (2) 無資格理由の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して2日（休日等を含まない。）以内に、無資格理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) 無資格理由の説明の請求に対する回答は、その理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって回答を行うこととする。
- (4) 無資格理由の説明を求める書面の提出は、名古屋市立大学事務局施設企画課とする。

8 契約保証金の納付義務

落札者は、公立大学法人名古屋市立大学契約規程第26条に定める金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規程第27条の規定に該当する場合には、納付を免除する。

9 その他

- (1) この契約において、談合などの不正行為により本学が被った金銭的損害の賠償については賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (2) 契約金額の支払いに関して、三菱UFJ銀行を支払先金融機関として指定した場合は口座振込手数料は本学が負担するが、他銀行を指定される場合は落札者の負担となるので、あらかじめ承知すること。
- (3) 入札の際、誓約書を提出するとともに、入札に記載する金額の算定根拠となった積算内訳書を作成のうえ持参すること。誓約書は入札前に、積算内訳書は入札終了時に回収する。

以上